

令和 7 年 第 4 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 7 年 4 月 2 5 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2 時 2 0 分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	欠席
1 0	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	出席
1 1	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：1 1 名 欠席：0 名 計：1 1 名
農地利用最適化推進委員 出席：1 0 名 欠席：1 名 計：1 1 名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 牛込 俊
9. 会 議 進 行 状 況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 1 1 人、農地利用最適化推進委員 1 0 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 4 回会議を開きます。 会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 3 番委員並びに 4 番委員を指名いたします。 会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1、番号 2、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局	3ページをご覧ください。番号1から番号3は受人が同一のため一括審議をお願いします。番号1 受人 ○○市○○町○○△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地△ □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○○○△△△△番△ 地目 田 770㎡ 大字○○字○○○○△△△△番△ 地目 田 1,111㎡ 計2筆 1,881㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地77,347㎡、借受地45,533㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成19年12月5日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 1 経態 専業 所有機械 トラクター4台 粃摺機1台 田植え機2台 コンバイン2台 乾燥機3台 ブームスプレイヤ1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は2.3km 番号2をご覧ください。受人 ○○市○○町○○△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△丁目△△番△△号 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○○○△△△△番△ 地目 田 699㎡ 権利内容 理由 耕作面積については番号1と同じ 取得状況 令和2年1月16日 相続 以下所有機械まで番号1と同じ 位置 農用地区域 自宅と申請地は4.8km 番号3をご覧ください。受人 ○○市○○町○○△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△丁目△△番△△号○○○ハイツ△の△△△ □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○○○△△△△番△ 地目 田 2,008㎡ 権利内容 理由 耕作面積については番号1と同じ 取得状況 平成24年10月20日 相続 以下番号2と同じ 4ページをご覧ください。こちらは○○地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 5ページと6ページをご覧ください。こちらは○○地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在58歳の方で、本庄市児玉町と美里町を中心に米・麦・露地野菜の耕作を行い4人で農業従事しているとのことです。申請地取得後は米・麦の栽培を行いたいとのことです。 申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、農地を譲り渡したいとのことです。以上番号1から番号3の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	まず、農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。6番委員から補足説明があればお願いいたします。

6 番委員	受人は〇〇地区で外の箇所でも耕作しており、田んぼを管理しているので、お願いしたいとのことです。
議 長	次に、推進委員松久 4 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久 4 番	先日、現地を視察しましたところ、事務局や 6 番委員の説明のとおり適切に管理されていると思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第 3 条の規定による番号 2 と番号 3 を審議いたします。2 番委員から補足説明があればお願いいたします。
2 番委員	番号 2 と番号 3 の農地はあまり使われていませんでしたが、現在は受人が田植えに向けてきれいに管理されていますので、問題ないと思われます。
議 長	次に、推進委員東兎玉 4 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉 4 番	しばらくの間、雑草が生い茂っている状況で整備が大変な状態でしたが、現在はきれいな土壌になっていました。しばらくの間は、受人がきれいに整備してくださると思われますので、申請の許可に賛成です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。推進委員松久 3 番。
推進委員 松久 3 番	受人の外に従事している方はいますか。また、番号 2、番号 3 に申請地の札が立っていなかった気がするのですが、いかがでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。

事務局	従事者は、受人の外に家族3名と雇用者1名おります。 申請地の札につきまして、4月23日に会長と事務局が現地確認した時は札が立ててありましたが、推進委員松久3番がご覧になられた時にはタイミング的にまだ立てていなかったと思われます。次回は、早めに札を立てるようご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第3条の番号1、番号2、番号3の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	8ページをご覧ください。番号1 受人 ○○市○△△△番地△ ○○○○ ○○○○棟△△△ □□ □□ 渡人 ○○市○○○△丁目△△番△△号 □ □ □□ 土地の所在 大字○○○字○○○△△△番△ 地目 畑 計1筆 462 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 91.09 m² 平屋建て 取得状況 平成17年12月19日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 9ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。ここで訂正がございます。位置図に記載の申請場所ですが、正しくは、○○側の土地になります。訂正いたします。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になり

	ます。 申請人は、現在〇〇市内で家族と暮らしていますが、借家住まいのため、自己用の住宅建設を検討していたところ、駅や高速道路のインターチェンジに近く、交通の利便性に優れている当地が見つかり、今回の申請に至りました。接続道路は、北側に県道、西側に幅4mの町道があり、県道から水道の取り出し、町道から下水による污水处理を行う予定です。以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いいたします。
8番委員	詳しい経緯はわかりませんが、□□さんは地元に住んでいないため、農地を処分したいと話がありました。両親が亡くなり、誰もいなくなったと思われます。農地転用後の活用としては良いと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東児玉1番	8番委員の説明があつたとおりで、それ以上補足説明することはありませんが、事務局にお聞きしたいことがあります。西側町道の幅が4m未満のため、町道を広げる必要があると思われますが、寄付採納して土地を後退することよろしいですか。
事務局	町への寄付採納につきましては、建設課所管のため、把握しておりませんでした。建設課に確認して、後日回答でよろしいですか。
推進委員 東児玉1番	回答しなくて良いです。もう1つお聞きします。配置図にある実線の意味がわかりませんが、どのように見ればよろしいですか。
事務局	こちらの配置図は業者が作成しており、原本には実線内に着色してありました。この申請のためにわかりやすく範囲を示している実線でありますので、特に意味はありません。

推進委員 東児玉 1 番	わかりました。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 につ いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第 5 条の番号 2 について事務局より説明をお願いします す。
事務局	1 1 ページをご覧ください。番号 2 当太陽光発電施設の一時転用期間が令 和 7 年 5 月 2 2 日に切れることから、期間を更新するものであります。 ここで 1 つ訂正があります。本来であれば農地法第 5 条の一時転用期間の更 新と併せて、農地法第 3 条で上空にパネルを設置するための地上権の更新も必 要となりますが、事業者が失念しており、我々事務局も確認ができなかった ことから今回の議案に乗せることができませんでした。農地法第 3 条の地上権 の内容も農地法第 5 条で説明する内容と重複していますので、農地法第 5 条の 一時転用の審議と併せて農地法第 3 条の地上権も審議していただければと思 いますが、よろしいでしょうか。
議 長	農地法第 3 条も併せて審議してよろしいですか。 (全員了承)
事務局	ありがとうございます。それでは内容の説明をいたします。 借人 大字〇〇△△△番地△ □□□□□□□株式会社 代表取締役 □□

	□□ 貸人 12ページに記載のある者となります。土地の所在 12ページのとおりに、地目は畑、面積は7筆合計の8416㎡の内2,0358㎡です。これは、太陽光パネルを支える支柱の面積分のみ一時転用するため、このような面積となっています。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 期間は一時転用許可日から10年です。申請内容欄は発電出力及びパネル合計出力を記載しています。取得状況は、12ページをご参照ください。仮登記、抵当権については、すべての案件ではありません。太陽光発電施設の位置図は13ページ、詳細図は13ページから16ページをご参照ください。 農地法第5条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上を満たすこととなっております。また、申請地の定植は平成31年から行っており、現在は定植6年目となっております。地域の平均的な榊の収穫量と比較する必要がありますが、当地域では榊を栽培している箇所が無いため榊の代表的な産地である〇〇県〇〇市と比較しております。〇〇県〇〇市の6年目の平均収穫量は10アール当たり2100本に対し、当地域では6929本と基準を上回っており、適切に管理されていると思われます。第2号議案の5条の番号2の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。太陽光パネルの地上権を設定する申請ですか。
事務局	太陽光パネルの支柱は一時転用の更新申請となり、その上に設置するパネルは地上権の更新申請となります。地上権の更新申請は、一時転用の更新申請と同時に申請する必要がありました。
議 長	ありがとうございます。それでは、農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。採決の前に、農業委員・推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。推進委員東児玉1番。
推進委員 東児玉1番	農地法3条の地上権の更新申請は、5月に審議することよろしいですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。

事務局	農地法第3条の申請は、4月25日の昼頃に業者から4月10日付に遡って提出がありました。議案の掲載に間に合いませんでしたが、農地法5条の内容と被るので、併せて許可の審議をいたしました。
議 長	他に意見がありましたらお願いいたします。11番委員。
11番委員	太陽光パネルの設置されている農地は、賃貸借ですか。賃貸借の場合、地上権を設定していないと賃貸料が入ってこないということよろしいですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	賃貸借権については令和元年に申請があり、20年間の許可をいただいております。
11番委員	なぜ今回、地上権の更新申請が4月25日に提出となったのですか。本来、地上権申請の許可が取れて賃貸借契約が成り立つので、事務局側が事前に期限を注視し、同時に議案を上げられるように気にしていただければと思います。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	地上権の申請は一時転用の期間と併せておりますので、賃貸借期間は20年ですが、太陽光パネルの設置権利は支柱と同じ期間となります。今回は、企業側が賃貸借契約期間と同じ期間の更新申請と勘違いしていたため、議案に記載できませんでした。事務局側も確認不足で申し訳ありません。以後、気をつけます。
議 長	他に意見がありましたらお願いいたします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第5条の審議がおわりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第3号議案の美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	17ページをご覧ください。美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。町では農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農振農用地である青地から白地とする場合、つまり、農業振興地域整備計画から除外する場合は、法律の規定により町から農業委員会に意見を求めることが定められています。 18ページをご覧ください。番号1 事業計画者 □□ □□ 変更目的 分家住宅 除外申請地は、大字○○字○○○△△△番△ 地目 田 農振除外面積 575㎡のうち400㎡ 農振除外の6要件はすべて満たしています。19ページをご覧ください。変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。20ページをご覧ください。公図と配置図です。 申請者は、現在、家族で○○町のアパートで生活していますが、自己の住宅建築を計画し、実家近くの土地を探したところ建築が可能な土地が見つかりませんでした。そこで、父に相談したところ所有農地を提供してくれることになりました。父の所有農地は全て農業振興地域に含まれており、その中で、当該土地が集落に一番近く、土地の形状や接道状況及び上下水道が整備済みであることから申請地を選んだそうです。 21ページをご覧ください。番号2 事業計画者 □□ □□ 変更目的 分家住宅 除外申請地は、大字○字○○○△△△番△ 地目 畑 農振除外面積 1,351㎡のうち500㎡ 農振除外の6要件はすべて満たしています。22ページをご覧ください。変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。23ページをご覧ください。公図と配置図です。 申請者は、現在、子ども2人と父親が営む石材店の離れ屋に住んでいます。離れ屋の老朽化が進み、離れ屋の周りは父の事業に係る墓石等の資材が置か

	れており、安全面から子どもを庭で遊ばせることができないことから自己の住宅の建築を計画しました。父の病気や子どもの養育のこともあり、実家近くで土地を探しましたが見つかりませんでした。また、父が所有する宅地等を確認しましたが事業で使用しており空いている場所がありませんでした。そのため父が所有する農地を確認したところすべて農業振興地域の農地でした。その中で、当地は現在休耕地で実家と道を挟んだ隣であり、上水道の整備状況、下水の排水についても可能なことから申請地を選んだそうです。 以上の２つの案件は、農用地から除外が済んだ後、農地転用の申請がなされます。その際は、農地法に基づき改めてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。推進委員東児玉１番。
推進委員 東児玉１番	１８ページにある農業振興地域で農業投資すると、８年間農地を目的外で利用することができないとお聞きしました。この地域では農地転用が多い地域に思われますが、新たに除外する計画はあるかお聞きしたいです。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	新たに除外する計画はありません。
議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手）
議 長	全員挙手につき、「意見なし」と決定します。

事務局	続きまして、第４号議案の農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ２４ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画について審議していただきます。農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に、町が精査して、当該計画（案）を作成し、農業委員会に意見を求めるものです。そのため、本議案では、促進計画（案）のとおり、農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいか、意見照会をいたします。 農地の貸し借りは、農地所有者と耕作者の利用権設定（相対）で契約を結ぶ賃借方法と、農地所有者と耕作者の間に、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入り、賃借の契約を結ぶ方法がありましたが、農業経営基盤強化促進法が改正され、今月から原則、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を入れる賃借契約方法のみと、制度が変わりました。 ２５ページをご覧ください。このページから３９ページまでが、農用地利用集積等促進計画の（案）となります。この促進計画案の見方について、左から説明していきます。まずは、中間管理権の設定を行う方の氏名・住所が記載されておりますが、農用地の中間管理権の設定をすでに受けている農用地につきましては、氏名・住所が空欄となっております。その右隣に、賃借権の設定を受ける土地の地番・地目・面積などの情報が記載されております。次の右隣には、現在、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から賃借権の設定を受けている方の氏名・住所が記載されております。賃借権の設定が新規の場合、こちらの欄は空欄となっております。さらに右隣に、これから農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける方の情報が記載されております。その次の右隣に、設定する権利（期間や借賃など）の内容が記載されております。 筆数が多く申し訳ございませんが、ご確認をよろしくお願いいたします。説明は以上となります。
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 質問がないようですから、次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。１１番委員。
１１番委員	資料を拝見するとこれだけ農地を借りられる人がいるのですから、簡単なことではありませんが、できるだけ農地を集積していくよう検討していただきたいです。〇〇地内や〇〇地内のように集積していかないと、これから借りられる方が農地間の移動で大変苦勞する可能性が高いので、集積計画のご検討をお

	願いいたします。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。農地の有効活用をできるように計画を検討していきます。
議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手）
議 長	全員挙手につき、「意見なし」と決定します。 続きまして、第１号報告事項について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	４０ページをご覧ください。農地改良等の取扱いに関する要綱に基づく届出について報告します。今回は、盛り土による農地改良となります。４１ページをご覧ください。届出書と位置図です。４２ページをご覧ください。状況図と詳細図です。 今回の届出は、果樹を植栽するため、部分的に土を入れことで湿地である当畑を土壤改良することを目的として、〇〇〇△△△番△の一部に土を入れるものです。農地の面積等の条件により、許可ではなく届出で済む案件となっております。申請地に土の搬入がありますので、ご承知おきください。報告は以上です。
議 長	これで、議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第４回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがと

うございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月25日

議長

松本 清貴

署名委員

茂木 三貴一

署名委員

阿武 富士子